

# 議 会 運 営 委 員 会

日 時：平成 2 1 年 1 月 7 日（水）

相模原市議会

| 議 会 運 営 委 員 会 会 議 録 |                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                           |
|---------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成 2 1 年 1 月 7 日    |                                                                                              | 開 会                                                                                                                                                                                                                       |
|                     |                                                                                              | 午前 9 時 3 0 分                                                                                                                                                                                                              |
|                     |                                                                                              | 閉 会                                                                                                                                                                                                                       |
|                     |                                                                                              | 午前 1 1 時 5 5 分                                                                                                                                                                                                            |
| 出席者                 | 委員                                                                                           | 加 藤 明 徳          森          繁 之          東 條 恵美子<br>△米 山 定 克          阿 部 善 博          中 村 昌 治<br>小 池 義 和          大 沢 洋 子          ※久保田 隼 夫<br>○岸 浪 孝 志          藤 井 克 彦<br>※古 内          明<br>※久保田隼夫委員が辞任後、古内明委員が選任された。 |
|                     | 議員                                                                                           | 議長 稲 垣          稔                                                                                                                                                                                                         |
| 欠席者                 | な          し                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                           |
| 説明のため<br>の出席者       | な          し                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                           |
| 事務局職員               | 今田議会事務局長   佐藤議事調査課長<br>河本同課議事班担当課長   佐藤同課同班主幹<br>今村同課同班主幹   小宮同課同班主幹<br>中村同課調査班担当課長   田中庶務課長 |                                                                                                                                                                                                                           |

|      |                                                                                                                                                                                                           |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 協議事項 | <p>議会運営委員会委員の構成について</p> <p>議席について</p> <p>特別委員会委員の構成について</p> <p>附属機関等の委員について</p> <p>3月定例会一般質問通告者数について</p> <p>地方自治法の一部改正について</p> <p>（１）全員協議会の取り扱いについて</p> <p>（２）部会の取り扱いについて</p> <p>国旗の掲揚について</p> <p>その他</p> |
| 傍聴者  | あり                                                                                                                                                                                                        |
| 署名   | 委員長 岸 浪 孝 志                                                                                                                                                                                               |

午前9時30分 開会

○岸浪委員長       ただいまから議会運営委員会を開会する。

出席委員は10名で定足数に達している。

本日、小池義和委員より遅刻の旨、通告があるので報告する。

お諮りする。本日の委員会傍聴を許可することに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岸浪委員長       異議ないので、これを許可する。

本日、副議長は都合により欠席している。

ことしの1月1日付で、相模原市議会創史会より会派結成届が提出されたので、議会運営委員会を開催した。

なお、創史会の古内議員に、オブザーバーとして出席してもらっている  
ので、御承知願いたい。

それでは、本日の日程は、創史会が結成されたことを受けた協議を中心  
にさせてもらうので、よろしくお願いします。

これより日程に入る。

—————◇○◇—————

議会運営委員会委員の構成について

○岸浪委員長       議会運営委員会委員の構成についてを議題とする。

事務局から説明をお願いします。

議事調査課長。

○佐藤議事調査課長       議会運営委員会委員の構成について説明する。

1月1日付で創史会が結成された旨の届け出がなされた。

これを受けて、資料1、会派構成一覧ということで、このような構成に  
変わった。

資料2にあるように、創史会は4名の会派で、議会運営委員会への委員  
の選出を満たしているので、1名の委員を選出できることになる。これに  
伴って、定数11なので、再按分すると、新政クラブが4名の現委員から  
3名に変わった1名分について創史会に割り振るということで、他の会派  
については変更はない。

この内容について、協議と確認をしてもらいたい。

○岸浪委員長       新しい会派が結成されたことによって影響が出てくるのは、新政クラブの定数が4から3になるとの説明だった。このことについて発言があったらお願いしたい。――

特段ないと思うが、新政クラブ、そういうことでいいか。

新政クラブ。

○中村委員       うちの会派の中で、だれか1名が辞表を出す形で皆さんに理解してもらえれば、今の説明のと通りの形で進めたいと思っている。また、新年早々、議運に集まってもらったことを大変申しわけなく思っていることをつけ加えさせてもらう。

○岸浪委員長       それでは、確認してもらったので、次の手続に入りたいと思う。

議会運営委員会の構成が決まったので、議長より委員の辞任の許可と指名選任の手続がこれから発生するので、暫時休憩したいと思う。手続的には、およそ15分ぐらいかかるだろうと聞いているが、開催時間は、追って、皆さんに連絡したいと思う。

共産党。

○藤井委員       手続は、本会議を経ないで議会運営委員会で決められるのか。

○岸浪委員長       議事調査課長。

○佐藤議事調査課長       委員会条例の中で、閉会中については、議長が辞任は許可できるということとあわせて、選任については、指名により選任することができるという規定を自治法の改正によりつけ加えさせてもらっているので、閉会中も可能である。委員会条例13条が辞任、7条が選任の関係である。

○岸浪委員長       委員会条例13条と7条である。

いいか。――

では、手続上、15分程度、時間を要することなので、休憩する。  
なお、詳細の開催時間は、追って連絡する。

午前9時38分   休憩

---

午前9時50分   開議

○岸浪委員長 再開する。

議会運営委員会について、休憩中に議長へ久保田委員より辞任の申し出があり、相模原市議会委員会条例第13条のただし書きの規定により辞任の許可がされたことと、あわせて、創史会の古内委員が、同条例第7条第1項のただし書きの規定により、議長の指名により選任されたことを報告する。

新しく議運の委員となった古内議員より、一言あいさつをお願いします。

○古内委員 今回、創史会が1月1日より結成された。それに伴って、緊急に議会運営委員会を開いてもらって、まことにありがとうございます。これからいろいろと議会の運営にも携われるということで、身を引き締めて頑張っていくので、よろしくお願いします。

○岸浪委員長 よろしくをお願いします。

—————◇○○◇—————

議席について

特別委員会委員の構成について

附属機関等の委員について

○岸浪委員長 続いて、議席についてから附属機関等の委員についてまでを一括議題とする。

事務局から、一括して説明をお願いします。

議事調査課長。

○佐藤議事調査課長 それでは、議席についてから附属機関等の委員についてまでを一括して説明する。

まず、資料3をごらんいただきたい。11番、12番、13番の議員は創史会だが、新政クラブと表示されているので、これは従前の議席表と理解してもらいたい。新たに会派が結成されたことによって、議席を変更するのかどうかの協議をお願いしたい。

資料4は常任委員会委員一覧で、このような構成になったという参考資料である。

資料5をごらんいただきたい。特別委員会委員の一覧だが、これも常任委員会と同じように、このような構成になったということと、あわせて、

政令指定都市に関する特別委員会は定数 14 だが、この内訳は 13 プラス 1、1 は無所属議員の枠ということで、今までそのような運用で来ている。今回、創史会が結成されたことによって、13 で按分すると、新政クラブが 1 人減員、創史会にその枠を割り振るということでプラス 1 になる。事務局としてはそこまでの話で、無所属枠をどうするかは、協議の中でお願いしたいと思っている。

資料 6 だが、議会選出附属機関委員、協議会委員で、上段の附属機関の表を会派の構成員で按分すると、中段の小計にあるように、新政クラブが 6 から 5 に変わり、創史会にその 1 枠が配分される。下段の協議会についても、新政クラブが 8 から 6、創史会にその 2 枠が配分される。

資料 7 と 8 は、按分の参考資料ということでごらんいただきたい。

資料 8 をごらんいただきたい。政令市の関係では、13 と 14 ということでそこに按分を示しているので、参考にしてもらえればと考えている。

**○岸浪委員長** 1 つずつ確認していきたいと思う。

まず、議席の関係である。今、課長から説明があった内容で、発言があったらお願いしたい。――

これは新政クラブから話した方がいいか。

新政クラブ。

**○阿部委員** 議席については、今のままという考えもあるかと思うが、やはり、わかりやすさとか、会派同士の採決の状況とかもわかりやすくする必要があると思う。11、12、13 と創史会の皆さんが並んでいるので、できれば、八木議員は 2 番からこの 3 人にくっつく形で移動してもらって、私どもの石川議員が 10 番にいるが、希望としては 13 番に移動させてもらって、9、10、11、12 という形で創史会が並んで、資料 3 でいうと、前例の皆さんが右の方にずれてもらうような形にしてもらえると、私どもの会派としては、左に新政クラブがあるということで、わかりやすいということで希望している。

**○岸浪委員長** 今、新政クラブから案が出されたが、影響を受ける会派の皆さんに、あわせて話を聞かせてもらいたい。

新政クラブの意見をまとめると、1 番は小林議員で変わらず、2 番に野元議員、3 番に栗原議員、4 番、5 番と民主クラブに入ってもらう。7、

8が公明党で、縦一列に入ってくる。9番から12番までが創史会という案だった。

公明党。

○加藤委員 私どもの会派としては、前がずれて、今度は縦に一列になるというのであれば、特段、異論はない。

○岸浪委員長 民主クラブ。

○小池委員 うちも、議席の件は、会派がまとまっていればいい。

○岸浪委員長 無所属クラブ。

○東條委員 そういうふうに想定していたので、了解している。

○岸浪委員長 創史会。

○古内委員 さっき、阿部委員から言われた、すっきりする形というのであれば、10から13、23から26、36から39、50から53、一番左側の16席で固まってもらえると、すっきりするかなと。

○東條委員 でも、そうすると、全部変えなければいけない。ほかのところも、期との関係もあるから、このところ縦となると、全部のところで議席を考えなくてはいけないので、とりあえず今期は。

○岸浪委員長 無所属クラブからそういう意見が出たが、ほかの会派はいかがか。新政クラブは大きく影響するが、もう一度、何か考え方があれば。

○中村委員 私どもは、今、阿部委員から提案があったように考えていたので、前列での移動が望ましいというのが私どもの主張である。創史会は今回の議運を開催してもらっているということもあるので、できれば、皆さんの意向に沿った形での提案を引き受けるべき立場かと思っている。

○岸浪委員長 創史会、いかがか。

○古内委員 会派で朝からいろいろと議席の関係の話をしていたので、1回持ち帰って、もう1回、話をしたいと思う。

○岸浪委員長 持ちかえりという話は想定していなかったが、持ち帰らなければだめか。――

では、そういう話が出たので、皆さん、休憩していいか。――

では、どれくらいの時間が必要か。

○古内委員 10分。

○岸浪委員長       では、10分ということなので、10時15分再開と  
いうことで休憩する。

午前10時05分   休憩

---

午前10時15分   開議

○岸浪委員長       再開する。

議席の関係だが、創史会、いかがか。

○古内委員       今持ち帰って会派内で話をしたが、先ほど阿部委員から  
言われた、すっきりする形という話の中で、左の16席で新政クラブがま  
とまってくればという話も出たが、もうちょっと話し合ってくれという  
ことだった。

○岸浪委員長       休憩して相談した結果、考え方は変わらないというこ  
とか。

○古内委員       はい。

○岸浪委員長       そういうことである。

新政クラブ。

○阿部委員       新政クラブとしては、时期的なことも考えて、議席番号  
で、いろいろ通知をしたり、どこにいるというのをやっていたり、皆さん  
議員活動もある中で、私どもだけではないが、なるべく移動がないように  
と、最初に提案させてもらった部分がある。もちろん、すっきり、わかり  
やすくという形はあるが、时期的に、どうしても、この表の左の4列丸々  
という形になると、全員、ほとんど番号が移動になるということで、どう  
しても影響が大きくなってしまう。影響を最小限に抑えるということもあ  
って、その中で、市民の皆さんにわかりやすいとか、会派としてのまとま  
りを考えて、最初に石川議員を13番にと提案した。議会として、どうし  
てもそうすべきだという議論であれば、また検討したいと思うが、ない  
のであれば、創史会の意見はわかったが、新政クラブとしては、やはり意  
見は変わらないというところだけ伝えさせてもらう。

○岸浪委員長       公明党、民主クラブ、無所属クラブ、いろいろ協力し  
てもらって、ありがとうございました。そうすると、ここの分については  
確認させてもらう。

残る席は新政クラブと創史会の話し合いというふうに整理がつくが、今、結果として、こういうことになっている。今、2会派からそれぞれ意見をもらったが、いかがか。

無所属クラブ。

○東條委員      少なくとも八木議員が2番にいることは不自然で、どちらにしても前列は動かなければいけないという中で、この時期、最低限の移動で済ませるのがいいのではないかと私は思うので、全体を見たときに、後ろの席も含めて移動させることは、いかがなものかと思っている。

○岸浪委員長      民主クラブ。

○小池委員      この時期という話だが、私的には、新たに会派をつくって、これから残りの任期2年ちょっとだが、この議席で運営していく中で、やはり新しい会派として、うちとしては、こういうふうにまとまった席をもらった方がやりやすいとかは、主張するべきだと思う。今、創史会が言っていたのは、新政クラブとの位置のずれ合いなので、そこは新政クラブと創史会で話してもらって、民主クラブとしては議席番号にこだわっていないし、移動はやぶさかではないので、これから新たな会派をやっていくので、ぜひ、主義主張はしてもらいたいと思う。

○岸浪委員長      創史会、いかがか。

○古内委員      議場内での調整とかもあるので、できれば、前2つと2番目2つとか、そういうふうにしてもらえると大変ありがたいという話も会派内で出た。横一列だと議場内での調整というのはなかなか難しいという話も出ているので、できれば、もう一回持ち帰って、相談させてもらいたいと思う。

○岸浪委員長      無所属クラブ。

○東條委員      ほかのところへの影響があるわけだから、どんなふうにするのをきちっと出してもらいたい。新政クラブが四角になるということを目指していたが、そうではなく、創史会がどういうふうにしたいのかを伝えてもらわないと、私たちも検討ができない。小池委員の言うことはそのとおりだが、休憩前には新政クラブの話をしたわけで、私は、ちょっとそのところがおかしいと思ったので、それなら移動は最低限にと考えた。もし主張するのであれば、やはり、きちっと主張するのがいいと思う。

○岸浪委員長　　今までの話をまとめると、公明党、民主クラブ、無所属クラブには、ほぼ理解をもらったと思っている。新政クラブと創史会、2会派で協議して形をつくってもらおうということでいいか。

新政クラブ。

○阿部委員　　確認だが、2番の八木議員が9番以降に移動するという  
ことで、9の列から左側で新政クラブと創史会でどうするか話をして、また、こちらに報告すればいいということなので、一つずれるのは、影響のある公明党、民主クラブ、無所属クラブは了解していると。

○岸浪委員長　　そういうことである。

○阿部委員　　わかった。

○岸浪委員長　　では、協議してもらうが、時間はどれくらい必要か。

20分でいいか。――

では、20分で、45分再開ということをお願いしたい。

○藤井委員　　早く決まったら、早く招集してほしい。

○岸浪委員長　　では、その意見も踏まえて、45分再開だが、早く決まれば、追って時間を連絡する。

休憩する。

午前10時26分　休憩

---

午前10時51分　開議

○岸浪委員長　　再開する。

協議の結果をお願いします。

新政クラブ。

○中村委員　　再開の時間を延ばしてもらって、大変迷惑をかけた。創史会と協議した結果、最前列9から13までの5列の関係で、創史会が9番、10番、22番、23番、残りが新政クラブという形で協議が調ったので報告する。

○岸浪委員長　　今、報告があった内容で確認してもらえればと思うが、2番が無所属クラブ、4番が民主クラブ、7番が公明党、9、10、22、23が創史会、残り左のところが新政クラブ、これでいいか。――

では、このようにさせてもらう。

なお、名前については、今週いっぱいには事務局に出してもらいたい。  
無所属クラブ。

○東條委員            移動するのも、2、3とかと、うちで確認。

○岸浪委員長            そうである。

次に、常任委員会は、創史会は、河本議員が総務、大槻議員が民生、古内議員が建設、八木議員が文教ということだが、この件についてはいいか。

――

では、これは確認させてもらう。

政令指定都市は別にして、4特別委員会の関係はいかがか。

この表からわかることは、産業集積に古内議員、大槻議員、八木議員と3人入っているが、その関係について。

新政クラブ。

○中村委員            質問だが、かつて新政クラブに在籍していた古内議員、大槻議員が産業集積から2人――うちの会派から抜けた形になっている。これはうちの会派の都合だが、若手とベテランとバランスよく各委員会に委員を配置しようというポリシーみたいなものがあって、ベテランの方が3人残ってしまって、場合によっては、会派の構成が変わったことをきっかけに、定数の枠の中で、そのバランスを調整させてもらうことは可能なのか。

○岸浪委員長            創史会が新たに結成されて、その影響を受ける新政クラブの会派の中で常任委員会あるいは特別委員会の人の入れかえがあるかもしれないということだが、手続上、どう考えたらいいのか。

議事調査課長。

○佐藤議事調査課長            委員会条例第7条に、常任委員、議会運営委員、特別委員は、基本的には本会議で選任する。ただし、閉会中においては、特別委員については、13条で辞任は可能である。選任についても、議長の指名で可能になる。

○岸浪委員長            閉会中であれば、議長の指名で手続上は可能と。

新政クラブ。

○中村委員            特別委員会及び議会運営委員会に限ってということではないのか、常任委員会はどうなのか。

○岸浪委員長 議事調査課長。

○佐藤議事調査課長 変更は可能である。

○中村委員 わかった。

○岸浪委員長 通常は考えられないパターンだが、臨時議会以降、1年間の間に、会派の結成とか、そういう部分については可能ということも考えられると。

いいか。

共産党。

○藤井委員 いいかというのは、どういう確認なのか。先ほどの中村委員の発言に対して、何が確認されたのか。

○岸浪委員長 今、課長が答弁した内容について確認したという話である。

共産党。

○藤井委員 手続上は、確かに、閉会中、議長がということが条例に書いてある。ただ、確かに任期は常任委員と違って1年という定めはないが、実態として、各特別委員会は、年間を単位に年間計画を立てて活動しているわけで、なぜ、年度途中で特別委員がかわらなければならないのか。よほどの事情があつて、そういうことが検討されるものだと思うが、先ほど中村委員が言われた趣旨は、私にはちょっと理解できない。そういうことで特別委員をかわるのは、ちょっとおかしいのではないかと思う。

○岸浪委員長 新政クラブ。

○中村委員 指摘は受けとめるが、先ほど私どもの会派の都合と話したのは、そのためである。

○岸浪委員長 いかがか。

共産党。

○藤井委員 いみじくも会派の都合と言っているが、そういうことが会派外に理解されるものかどうかということになる。私はちょっと理解できない。あと3カ月の中で、各特別委員会が活動している真っ最中にかかわる事情とは、ちょっと認めがたい。ほかの皆さんはどう考えるかと思うが、私は理解できない。

○岸浪委員長 新政クラブ。

○中村委員        基本的に、丸々入れかえてしまおうということは考えていない。よほどのときに、委員会の配属を入れかえる、1人ずつ入れかわる程度が可能か事務局に尋ねた。

○岸浪委員長        無所属クラブ。

○東條委員        そうすると、新政クラブとしては、もしかしたら、各委員会にわたってということもあり得るのか。

○岸浪委員長        新政クラブ。

○中村委員        各委員会にわたってということは考えていない。

○東條委員        そうしたら、どなたかが1人こっちへ来るとかという話か。置きかえるということは、2つは関係あるということだろう。

○岸浪委員長        新政クラブ。

○中村委員        つけ加えると、年齢的な部分で、ちょっと体調がよくなかったりという場合を想定してということである。

○岸浪委員長        さっきの議事調査課長の説明では、規則上は可能ということである。最小限ということで理解を求められているが、ほかの会派の皆さん、何か意見があったらお願いします。

公明党。

○加藤委員        今、藤井委員が言ったことは、私も、原則として、そのとおりと思う。ただ、条例の解釈、どこまで広げるかは、議論もなかなか難しいところだと思う。これを突き詰めて、今度はこういうところまで認めましょうというのは難しいと思う。最小限で、体調等も考慮しなければならない議員がいるということで、その程度の解釈であれば、条例に定める手続上でしても、やむを得ないかと。ただ、今後、会派の結成とかは、そう多くあることではないだろう。この解釈を拡大して、いろいろ広げることについては問題があると思うが、今回に限っては、認めてもいいと考えている。

○岸浪委員長        他に意見があったらお願いします。――

今いろいろな意見をもらったが、その意見を踏まえて、新政クラブの中でそういう意向があった場合は、ぜひ、ここで協議したことを十分真摯に受けとめて、しんしゃくして対応してもらおうというまとめにしたいが、いかがか。――

では、新政クラブ、そういう形でお願いしたい。

この関係で、ほかにあるか。――

ないようなので、続いて、政令指定都市に関する特別委員会を議題とする。

13プラス1ということで、定数14、これは本会議で確認された定数になっている。そのときは無所属議員が2人いたということで、プラス1というのは、そこの枠から1人どちらか出てもらおうという趣旨で議論してきたものと承知しているが、今回、無所属が1人になったので、1人ということについて、まず確認してもらいながら、あわせて、14の定数は変わらないので、残りの1の部分についてはどうしたらいいかだが、この考え方は、ずっとドント方式でやってきたので、そういう考え方からいえば、資料8にドントの表があるが、定数をいじらないということになった場合、無所属の枠を1確保しておくのか、それとも、それは勘弁してもらって、残りを配分するという形になれば、無所属クラブと市民連合、どちらかの会派から1名出してもらうというドントの表になるので、あわせて協議してもらえればと思う。いかがか。

新政クラブ。

○中村委員        2年近く前に議会運営協議会の中で協議した部分と思っているが、そのときの協議では、無所属議員が2人いるので、無所属の方にも枠を与えようということで、1名の枠を設けようという話になったと記憶している。

今回、八木議員が会派を結成して、現状13プラス1という方向性でいくと、無所属1人のためにその枠があるという考え方は、やはり望ましくはないのかなと。私どもは、2年前はたまたま無所属議員が2名だったが、何名かいるときに会派として出られない、要するに、無所属の方々の代表という形で1名枠を設けたという記憶もあるので、今回に関しては、14名をドント方式で各会派に按分していく方法が望ましいのではないかと考えている。

○岸浪委員長        ほかの会派の皆さん、いかがか。

市民連合。

○森委員        今、中村委員が話したとおり、私どもも考え方は同じで、

この方式で、無所属クラブと話し合いをして、1名出してもらえれば助かる。

○岸浪委員長 共産党。

○藤井委員 無所属枠を設けた考え方が、今、中村委員が言った2名いるから、その代表でということだったのかが、ちょっと自分の中でびったり来ない。私としては、このまま無所属枠が続くのかと思っていたので、直ちに今後は14名の枠でと、まだ、そこに至れない状況がある。

○岸浪委員長 ほかの会派の意見をもらいたい。  
民主クラブ。

○小池委員 私も中村委員が言ったことと同じ認識でいたので、新政クラブが言った形でいいと思う。

○岸浪委員長 公明党。

○加藤委員 私どもも大体同じ認識で、無所属枠を除いた中での定数14での按分だと考えていた。

○岸浪委員長 定数14というところに焦点を当てた場合の考え方が、無所属クラブ、いかがか。

○東條委員 本来、いろいろな方がということだと思うが、無所属の方が1人になってしまったということで、当然、その方が委員になってしまうというところに不自然さがあると思う。そういう意味では、バランスの点からいっても仕方がないかと思う。

○岸浪委員長 創史会。

○古内委員 私も同じ考えである。

○岸浪委員長 共産党、いかがか。

○藤井委員 改めて考えると、1人になってしまった無所属議員は、全く参加する可能性がなくなってしまうわけで、100かゼロかということが問われる形がだめだというのであれば、別な形で、1人になった無所属議員が参加する可能性もなければ、全くゼロにしてしまうというのは、当初、無所属の枠を設けた趣旨からいっても、違うのではないか。形を変えるのであれば、別な形で1人になった無所属議員も参加する可能性をつくっておかないと、議会運営上、やはり、まずいのではないかと思う。

○岸浪委員長 改めて共産党の意見が出されたが……。

新政クラブ。

○中村委員 私どもの考え方は、あくまでも無所属議員たちの中からの声をというふうに考えている。前は2名いたので、そういう方たちの声も拾い上げようということで、特別につくった枠である。今回、その枠自体が1人の方にすっぽりはまってしまうというのは、無所属クラブからも話があったとおり、指定席みたいな形になってしまうのは思わしくないと思うし、もし、気持ちがあれば、無所属の1人の方も会派を結成する形で臨むこともできるから、私は、やはり、14名でのドントの按分にしていくべきだと思っている。

○岸浪委員長 共産党。

○藤井委員 無所属議員がいる中で、議会運営なり何なり、議会審議への参加をどうするかという議論をしているときに、会派を結成すればいいというのは、ちょっと違うのではないかと思う。皆さんが、無所属枠を残しておくとか特定の人に決まってしまうということが問題だというならば、それを踏まえた中で、しかし、その可能性をゼロにしない方法は考えられると思う。あくまで、この資料8は、13ならこう、14ならこうということだが、2名の無所属の枠を設けたときには、これだけではない考え方をプラスしたわけで、そういう考え方を今回なりの形もつくれるはずだと思う。皆さんが1人に100%保障するのはおかしいというならば、それはそれとして、新しい形をつくれればいいと思う。私も、皆さんがそこまで言うのであれば、現状のままということには固執しないが、しかし、1人でも無所属議員がいるのに、初めからその方を枠から外してしまうようなあり方というのは間違っていると思う。

○岸浪委員長 公明党。

○加藤委員 藤井委員が言うのもよくわかる。ただ、無所属枠を外さない中での考え方をどうするかとなると、結果的に、先ほど藤井委員が言ったゼロか100にしかならない、どっちかにしかならない話だろうから、そうすると、やはり既定路線として、無所属枠を必ず設けるという部分が最初にありきという形での話をしなければ解決しないと思う。そういう意味では、先ほど東條委員も言った1ここにあるということに対しての違和感というのは、私も同じ考えでいる。

○岸浪委員長 共産党。

○藤井委員 結果的に100かゼロの道しかないではないかという今の発言だが、ゼロでもない、100でもないやり方があるだろう。それは皆さんも、考えようと思えば思い浮かぶと思う。

○岸浪委員長 何か考えがあったら披露してもらいたい。

○藤井委員 資料8の備考欄のようなところに、14の場合、無所属クラブ、市民連合から1名増とあるが、今回、経過もあるわけだから、これにプラス無所属議員を入れて、この3つで話し合いをして決める形だつてあるだろう。

○岸浪委員長 そういう見解が述べられたが、それも踏まえて、何か意見があるか。

さっき手を挙げた新政クラブ。

○中村委員 先ほど手を挙げたのは、この場の発言として不適切と言われればそうかもしれないが、会派の構成に関しては、そういう方法論もあるという話である。

今の無所属クラブ、市民連合、それと1名増に無所属を1名加えてというのは、やはり、まず、当該の会派の皆さんの意見から伺うべきと思う。

○岸浪委員長 共産党から提案されているが、それも含めて、ほかの会派から何か意見があるか。

市民連合。

○森委員 資料8の14の考え方で、私どもと無所属クラブから1名というのは、あくまでもドントの考え方で示されていると思うので、そこに無所属議員を1人入れるということは、ドントではなくなってしまうというのが一つある。これをドントでいくか、ドントではなくて例外として1認めるかという議論ではないかと思うが、私どもは、どちらかというと、今、もしかすると1名もらえるという方向なので、ドントでいってほしいという思いはある。

○岸浪委員長 無所属クラブ。

○東條委員 もちろん、会派の中から委員が出てくるのが、無所属クラブという会派の中で考えればそうだが、私は、より議論を深めていくというふうに考えるべきだと思う。そういうことも含めて考えたときに、今、

共産党が提案した部分はどうなのかということで悩んでいる。ただ、そう  
なると、例えば共産党、創史会が4人いて、会派のこと、それぞれ考える  
と、無所属をそこの中に入れることだけで解決するのかなと思ってしまって、  
どういうものかいいのかなというのは——済まない、ちょっと回答になって  
いないが、悩んでいる。

**○岸浪委員長** 結局は、無所属議員をどう考えるかというところであ  
る。議論を前に戻したときに、政令市の定数を考えた場合に、多分、議論  
があったというふうに先ほど新政クラブから話があったが、やはり複数、  
2人いたというところが、プラス1にした考え方ではなかったかと思っ  
ている。1だったら、多分、そのときの定数は確認されていなかったのでは  
ないかと思う。多分、今の議論は、またそれに戻ってしまって、最終的に  
は、そのこのところに決着点を見出しているという形になったのではないか  
と思う。その辺のことも踏まえて、意見をもらえればと思う。

確かに、共産党の意見も、無所属の取り扱いに関しては、そういうふう  
な一面もあるから、それは是としていかなければいけないと思う。公明党  
がその点に触れていたが、絶対無視するというのではなく。

新政クラブ。

**○中村委員** 会派を組まない方の発言については、市議会の委員会条  
例の104条において、委員外議員の発言という部分で保障されている。  
今回は多くの会派の意見が一致しているので、やはり14名のドントとい  
う形で、きっちりと按分していくべきと考える。

**○岸浪委員長** 共産党。

**○藤井委員** 委員外議員の発言が認められているからというのは、余  
りにもお粗末な意見である。全然、次元の違う話だから、それはやめてほ  
しい。

**○岸浪委員長** 新政クラブ。

**○中村委員** 委員でなくても、その委員会で発言することができる  
という部分で言ったので、1人の委員を全く無視しているわけではない。

**○岸浪委員長** 共産党。

**○藤井委員** 御存じだと思うが、委員外議員の発言というのは、求め  
れば必ず認められるものではない。その場の委員会なり委員長の裁きで認

められない場合だってあるから、それは全然、次元の違う話である。

○岸浪委員長          新政クラブ。

○中村委員          次元は違うかもしれないが、そういう規定があるという部分では、市議会の歴史において、個人を尊重する中でつくられたものと思っているので、参考までに話した。

○岸浪委員長          共産党。

○藤井委員          それでは何うが、中村委員は、政令指定都市に関する特別委員会にかかわらず、審議に積極的に参加したいということが起きた場合に、委員外議員の発言は積極的に認めるべきだという立場と理解しているか。

○岸浪委員長          新政クラブ。

○中村委員          あくまでも会派の立場で話をしている。私が所属している委員会、特別委員会の中では、今まで委員外議員の発言はなかったが、そういう話があったときに、それなりの対応をしたい、そのときそのときの判断でしたいと思っている。ただ、話の本筋からそれてしまっているの、そらしてしまったことは申しわけなかった。

○岸浪委員長          共産党。

○藤井委員          そうすると、新政クラブとしては、委員外議員の発言を積極的に認めていく立場だというふうに今の発言を確認していいか。

○岸浪委員長          新政クラブ。

○中村委員          そういう条例があるという話をしただけで、会派の立場ということではない。

○岸浪委員長          2会派、大体、それぞれの主張がわかったと思うが、この議論はこの程度でいいか。

一番最初に意見を聞いた中では、共産党を除く会派は、今回は、無所属議員は枠から外して、定数14で、ドント方式でやっていくという話だった。この関係について、今の議論の中で変更する会派はあるか。――

変更はなしということである。

確かに、無所属議員の取り扱いについては、これからもいろいろな形で、1人、2人、3人、それぞれのケースで、多分、いろいろな考え方が出てくるのだろうと思うから、無所属議員の議会活動については、我々議運の

メンバーとしても、いろいろな形で考えていかなければいけない、そこは皆さん、気持ちは一致していると思う。今回の政令市に関しては、無所属はこれから1人でいろいろな活動をしていくことになっていくが、会派の運営ということを重視した我が市議会としては、先ほど、共産党を除く会派全員が、今まで無所属で持っていた枠を会派の方に振り分ける形でいいのではないかという意見だったので、共産党、いかがか。

○藤井委員       これは、きょう決めないといけないことか。

○岸浪委員長       次の政令指定都市に関する特別委員会がどういう形で日程に入ってくるか、今のところ、ちょっとわからないが、できれば、きょうじゅうに確認しておきたいと思うが、どうしてもということであれば、また日を改めてということもある。

○藤井委員       できれば、持ち帰ってといっても、きょう、検討ができないので、次の議会だよりの議運とかがあるので、もし、そこで可能であれば、ちょっと時間をもらいたい。

○岸浪委員長       後ほど条例の関係で日程を出しているが、次回の議会運営委員会前に特別委員会が開催されるという日程が入ってくれば、やはり、この問題は、その前にけりをつけないといけませんが、そうでなければ、次回の議運で確認していくことになる。共産党がそういう意見を出したので、次回に持ち越しと。

○東條委員       私も、いい案があればと思う。

○岸浪委員長       わかった。大分時間も過ぎたので、この関係については、次回ということにさせてもらう。

次に、議会選出附属機関の委員の関係についても、ドントでやっているから、こうなればこうなるという説明だった。創史会、何か意見はあるか。

○古内委員       附属機関委員だが、当会派としては、年度末も近いということで、あえて、ここで新しい委員に加わるのもいかがなものかということで、今回、遠慮させてもらおうと思っている。

○岸浪委員長       基本的には、なるべくメンバーはかえない方が、ほかの団体に迷惑をかけないという部分もあるし、今、創史会の方で協力してもらえろという意見が出されたので、引き続き、現状のメンバーで努力させてもらうということでもいいか。――

では、そのようにさせてもらう。

続いて、5の3月定例会一般質問通告者数については、資料9で配っている。新政クラブと創史会の関係なので、過去の一般質問のそれぞれの回数が若干影響が出る部分もあるので、これについては、次回の3月定例会にかかわる議運のときに、2会派で調整して報告してもらうことにしたいが、いいか。――

では、そのようにさせてもらう。



#### 地方自治法の一部改正について

**○岸浪委員長** 地方自治法の一部改正についてを議題とする。

今までの流れだが、新しく創史会が入ったので少し話をしたいと思うが、地方自治法の改正によって、それにかかわる会議体としては、全協の問題、部会の問題、代表会議、私たちの関係としては、大体大きなものはその3つとなるが、代表者会議の中で議論がされて、代表者については代表者、全協と部会については議運で検討してもらうことが整理されたので、改めて、議運として日程に上げるということが今までの経過報告である。

これについて、資料10も含めて、議事調査課長から何か発言があったらお願いします。

**○佐藤議事調査課長** 資料10は、昨年の自治法の改正で、平成20年9月1日から施行されるようになった。内容的には、議会活動の明確化ということで、現在、本会議とか委員会が正式な議会活動の場と位置づけられているが、そのほかに、全員協議会とか、各派代表者会議とか、正副委員長会議、各議会によっては、いろいろな名称をつけた会議が開催されるといった実態があるので、これらの会議を、きちんと会議規則の定めるところにより、正式な会議という位置づけをすることによって、議会の運営を活発化していこうというのが一つの趣旨である。

本議会については、代表者会議あるいは部会の扱いについて、どのようにしていくかを今後また協議してもらいながら整理していきたいという考えである。

**○岸浪委員長** これから皆さんから、関係する規則の改正あるいは市

議会の本則の方の会議規則の関係が出てくるわけで、代表者会議の検討状況とある程度歩調を合わせながら、改正していくことになれば改正していくということになっていくのだろうと思うが、何か発言があったらお願いしたい。――

きょうの予定は、第1回目ということで、日程に取り上げて、次回までにまた検討してもらう形にしたいと思う。検討の中身は、会議規則の改定の部分、それから、新たに部会と全協が会議規則に載れば、並行して、傍聴の規定も変えなければいけないという流れになってくるのではないかとと思う。これから規則改正になる部分と、今の全協あるいは部会の運営をどうするのかという部分も、少し議論を深めておいて、会議規則に入れ込むことになれば、その辺のことも含めて議論していくことになると思うので、その辺もあわせて次回まで検討してもらいたい、皆さんから発言があったらお願いします。

いいか。――

では、この件については、この程度にとどめさせてもらう。

—————◇○◇—————

国旗の掲揚について

**○岸浪委員長** 国旗の掲揚についてを議題とする。

これも前々回だったか、陳情審査の経緯の中で、日程として取り上げていくことについて確認してもらったので、今回初めて日程にのせた。

この関係について、何か発言があったらお願いします。

新政クラブ。

**○阿部委員** 新政クラブとしては、日程にのる、のらないは別にしても、これまでも、最初の陳情採択、それから反対の陳情を不採択ということで、一貫して議会の意思を示してきた。掲揚するということで結論が出ている話だし、それに対して具体的にどうするかという議論をしていこうということだったので、私どもとしては、議長席の後ろに市旗と国旗を張り出す形で掲揚するのがいいという具体的な提案をさせてもらって、議論を進めてもらいたい。また、この議運のメンバーで出た話なので余り長く――もちろん、さまざまな意見があることは承知しているが、こちらも具

体的な提案をさせてもらい、これまでもずっと主張させてもらっていることで一貫しているので、できれば、具体的にどのような方法がということで、この議運のメンバー、任期１年ということなので、その間に決められるようにお願いしたいと思う。

**○岸浪委員長** 過去の陳情審査のとき、各会派からいろいろな主張がなされているし、私から議場で、その報告もしている。それを踏まえて、今、新政クラブから具体的に少し前に出た発言があったが、今の段階で、各会派から、どうしたらいいという部分の発言があったら、順次伺いながら、それを踏まえて、また議論を深めていく形にしたいと思う。

民主クラブ。

**○小池委員** 今回、議運の招集が急だったので、国旗の掲揚について、会派で検討を深めているところで、今この場で出せるような状況ではないことをまず申し添えたいことと、できれば、たたき台ではないが、どのようなことを検討していこうというような腹案みたいなものをもらえると、会派として、より一層、検討が進むと思うので、その辺、ぜひ、よろしくお願いしたい。

**○岸浪委員長** 公明党。

**○加藤委員** 具体的に、この陳情が採択されて、掲揚するに当たって、どういう課題があるのか、また、掲揚するのであれば、どういう形でできればいいのか、これについては、これまで他市の視察の際に、関連で議場を拝見させてもらったときの状況とか、こちらも賛同した立場で、どういう掲揚の仕方があって、どういう方法をとっているのか、それぞれ会派内で調査した中で、具体的に、いつから、どういう形でいうところまで会派で決定したものはないが、今、民主クラブが言ったように、私どもも、それをやるに当たって、どうすればいいのかというのは、それぞれきっちりとまとめていきたいと思うが、その前提として、どういうふうにやっていったらいいのかという議論も、この段階では必要かと思っている。

**○岸浪委員長** 無所属クラブ。

**○東條委員** きょう、国旗掲揚のことが出てくると全く認識していなかった。会派の中で反対の立場の方がいることもあるが、そうはいうものの、最初の陳情が採択された中で、検討していかなければいけないという

認識は持っているが、まだ何も話していないので、意見を言えないのが現状である。

○岸浪委員長        市民連合。

○森委員            きょうは何も意見を持ち合わせていない。

○岸浪委員長        共産党。

○藤井委員        先ほど提案された新政クラブは、陳情が採択された結果を受けてということからの話だったが、私どもは、本会議の討論でも繰り返し述べているように、陳情採択という方で決めて進めるべきものではないということで、私は機会をとらえて、やはり、こういうことを多数決で決めて進めていくことはいかなものかと主張していきたいという立場である。内心の自由という言葉も使ったが、どうにも我慢できないという議員がいる中で、これを進めていった場合の問題の大きさをぜひ考えてほしい、ぜひ、思いとどまって考え直してほしいという立場である。

○岸浪委員長        創史会。

○古内委員        うちの会派も、まだ1月1日にできたばかりで、まだ7日、実質的には、まだ2日ぐらいしか活動していない中で、国旗の掲揚については、まだそこまで話はしていないということで、きょうは何も言うことはない。

○岸浪委員長        陳情の議論が始まったのは昨年6月からで、もう半年過ぎたが、過去、その都度の議会において、いろいろ議論を深めてきた内容である。各会派からそれぞれ意見が出されたが、今回、初めて議運としての日程に追加したという経緯の中では、これからの議論ということになると思うが、とりあえず、新政クラブから具体的な話が出た。民主クラブからは、たたき台というか、素案という話が出されたが、現状では、まだそこまでは難しいだろうと思うので、逆に民主クラブで次回までにもう少し検討を深めてもらって、議論に参加してもらいたいと思うが、いいか。

○小池委員        はい。

○岸浪委員長        では、この場でこれ以上話しても前に出ていかないと思うので、これについては次回としたいと思う。

なお、新しく検討する部分あるいは課題の整理が見えていない部分もある。

るという意見もあったので、それについては、ぜひ、会派で話をしてもらって、次回の議運に持ち寄ってもらいたい。

○東條委員 次回の議運ということは２２日か。

○岸浪委員長 ２２日。

○東條委員 では、それまでにちゃんと。

○中村委員 ２２日になったのか。

○東條委員 ここに２２日になっている。

○中村委員 日程だが、２２日に農業委員会の日程が入っていて、資料１１に……。

○岸浪委員長 それは最後にさせてもらいたい。

○中村委員 わかった。

○岸浪委員長 一応、次回ということにしたいと思う。

○阿部委員 今、民主クラブに向かって言っていたが、この中で話をしていくので、共産党とうちは具体的な話があるが、きょうは何も言えないというところも、各会派で詰めてきてくれという話でいいか。

○岸浪委員長 民主クラブだけではなくて、創史会も含めてである。

○小池委員 たたき台というのは、どういうふうに掲揚するかとかではなくて、どこの部分を話し合うのかがわからない。先ほど公明党が言ったように、今いろいろな検討をしている中で、どの部分を話し合うから検討してくれというのがわからない。どういう議論をしていくのかということのも全体的に出てこない、何を話し合っているかわからないので、さっき、述べさせてもらった。

○阿部委員 新政クラブとして、話し合いをしてもらいたいとか、しなければいけないと認識しているのは、相模原市議会として、国旗を掲揚するのはどういう方法でやっていくのかという中で、共産党が言ったような、そもそも、どういうところで同意できるのか、できないものがあるのかも含めて、また、課題とか、これまでも議論してきた部分は承知しているので、私どもとしては、それを踏まえた上で、どのように、いつごろから掲揚できるのかという部分を準備してきたというか、最初から話し合っ、そういう話を進めていく予定でいたので、そういう話ができればいいと思う。

○岸浪委員長        今も出されたが、12月の陳情のときも、共産党から、陳情という形ではなくて、議会として議論すべきだという話があった。そんな形で、今回、第1回目ということで、今までの陳情処理の中で、どういう掲揚をしていいのかという部分を検討した会派と、創史会も含めて、まだそこまで検討していないということで、各会派それぞれ温度差があると思うので、とりあえず、今回初めてスタートしたということで考えてもらって、掲揚方法もいろいろあるから、その辺も含めて、次回、各会派の考え方を出示してもらうことにしたいと思う。

—————◇○◇—————

その他

○岸浪委員長        その他について、事務局より説明をお願いします。  
議事調査課長。

○佐藤議事調査課長        その他の関係で、資料11をごらんいただきたい。

1月臨時会想定案ということで、皆様も御存じだと思うが、住民投票条例制定の直接請求の関係である。本日は7日で、名簿の縦覧期限である。備考にあるように、明日8日に署名簿を請求人に返付する手続がある。その後5日以内のいずれかの日に本請求が出されるということで、仮に明日8日出された場合、20以内に臨時会の開催が必要で、一番早い臨時会として28日が想定される。28日が初日になると、30日、2月3日、このような日程になるという想定である。具体的にはまだ何も決まっていないので、この日が確定とは言い切れないが、一番早い請求がなされた段階で臨時会を開かなければいけないのが28日ということで、一応日程を組むと、このような日程になる。

先ほどいろいろな意見があったように、28日に本会議を開催することになれば、22日に議運を開催させてもらう。今まで21日が議会だよりのための議運と知らせているが、議会運営委員会を21、22と2日間開催するのもどうかと思って、21日の議会だよりについても、22日に吸収したらどうかという考えを持った想定案である。

ざっと説明したが、細かい内容については、具体的に招集された後の議

会運営委員会で、いろいろな協議をもらうような準備を進めたいと思っているが、本日は、想定される日程はこんなところだというお知らせをした。

○岸浪委員長 各会派から、臨時議会はいつになるんだという話が大分強く聞こえてきた。議運の皆さんにも、やはり仮日程を出さなければいけないだろうということで、今回、出した。

一番早く来る議会としては、本請求が明日出た場合、20日以内で28日という流れになる。今のところ、どうも、あした本請求が出されるという意見も少し聞こえてきた。ただ、あしたになってみなければわからないから、あした出されれば、期限の最後の日のスタートということが28日ということで、ぜひ理解してもらいたい。

それから、議運の関係で、先ほど農業委員会の視察が22日から入っていると指摘があったが、この関係はちょっと把握していなかった。当初21日に議運を予定していたので、21日の議運は動かさないでということはあるか。

○森委員 22日になった理由がよくわからないので、もう一度説明してもらっていいか。なぜ21日ではダメなのか。

○岸浪委員長 議事調査課長。

○佐藤議事調査課長 28日に本会議初日ということになる応当日ということで22日ということで、いつも本会議のときの議運も応当日でやっているんで、それで、この想定案上、22日とさせてもらった。

○森委員 21日では問題があるのか。

○佐藤議事調査課長 もし28日に本会議が招集されることになると、21日が告示になる。告示日の翌日を議会運営委員会と決めている関係で22日となっているが、あくまでも想定案である。

○岸浪委員長 告示日の翌日が議運というのが今までの決まりということで、農業委員会も含めて、関係している議員がいるから、もう少し調整できるものなら、何とか調整していきたいと思っている。これは一応、宿題として預らせてもらえればと思うが……。

無所属クラブ。

○東條委員 20日以内ということで、本会議を決めてしまうということは、例えば本請求は8日以後に出すわけだから、本会議の日にちを2

8日とフィックスすることはできないのか。なぜかという、本会議がいつになるかわからないのはすごく不安定だと思ったので、それなら、20日以内というのは決まっているわけだから、あした出されれば当然のごとく28日だが、9日に出されて、29日にずれていくという話について、どうなのか。28日で決めてというふうにはできないのかどうかも含めて。20日以内だから大丈夫である。

○岸浪委員長 招集権は向こうにある。

○東條委員 もちろん、そうだが。

○岸浪委員長 ただ、議運でこの資料を出したということは、その流れをつくりたいという気持ちもある。

○東條委員 理事者の方がということだから、そうはいかないのか。わかった。

○岸浪委員長 流れをつくりたいということである。気持ちはわかった。

議運の日程、確かに告示日のあれが、あれは規則か。

○佐藤議事調査課長 慣例である。

○岸浪委員長 慣例であれば……。

○佐藤議事調査課長 議案が送付されない場合は。

○岸浪委員長 それはそうだが。

公明党。

○加藤委員 逆に、それが本当に明確になる日にちというのはどうか。

○東條委員 本請求しないとわからない。

○加藤委員 だから、告示の翌日に議運を開く云々という。それによつては、当然、議会だから、今、委員長が言ったように、農業委員会の視察も含めて、この日程からいうと、同じように、28日も農業委員会があるので、東農業委員会に阿部委員と中村委員と私、3人入っているので、それはそれで農業委員会にも理由を言って、早く伝えなければならない。

○岸浪委員長 あした本請求が出されれば、20日以内だから28日。

○加藤委員 議運の日にちである。

○東條委員 23日とかに動かすことはできないのか。今の話だと2

1 日は無理ではないか。

○加藤委員           2 3 日は県央八市があつて。

○東條委員           それはそうだが、とにかく、そういうふうにはずらすことは可能なのか。

○岸浪委員長          告示日に議運を開くと、それも 9 時半なのか 1 3 時なのかかわからないが、日程は事務局等通じて調整したいと考えている。

          そういうことで、議運の日程は、あしたも踏まえて、調整させてもらいたい。

          いつやるんだという話が各団長からこちらに大分来ているので、そんなことで資料を出させてもらったので、この点について理解してもらいたい。

          なお、付託先の委員会は総務委員会ということで、今の段階で確認させてもらう。

          では、この件についてはいいか。――

          ほかに、皆さんの方から。

          新政クラブ。

○阿部委員           資料の確認だが、資料 4 の建設委員会の役職のところ、山岸委員が委員長になっているが、私である。

○佐藤議事調査課長       大変失礼した。

○岸浪委員長          ほかにあるか。

          事務局の方はないか。

○藤井委員           資料 9 はやったのか。

○中村委員           やった。

○岸浪委員長          資料 9 は新政クラブと創史会、2 会派の問題なので、次回の議運のときまでに報告してもらう。

          では、ないようなので、以上をもって議会運営委員会を終了する。

          次回の議運が 2 1 日なのか 2 2 日なのかについては、近々に連絡したいと思う。どちらにしても、この 2 日のいずれかになる。

          以上で議会運営委員会を閉会する。

          午前 1 1 時 5 5 分   閉会